破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１０７２４号
東京都板橋区前野町３丁目36番20号
債務者　有限会社菊地建装
代表者取締役　菊地　清一
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　禎人
4　破産債権の届出期間　平成24年10月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月30日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４６号
島根県浜田市下有福町404番地２
債務者　有限会社アットホーム
代表者取締役　佐々木康規
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　児玉　洋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月19日午後２時30分
松江地方裁判所浜田支部

平成２４年（フ）第４６０８号
大阪府寝屋川市香里新町22番３号
債務者　株式会社シーツー
代表者代表取締役　松並　宏美
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村島　雅弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月26日午後３時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５３３号
埼玉県川越市末広町２丁目５番地８
債務者　有限会社エム・コクボトレーディング
代表者代表取締役　小久保昌美
1　決定年月日時　平成24年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤松　　岳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月28日午前10時20分
さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第４５０８号
大阪市東住吉区照ケ丘矢田１丁目４番10号
債務者　安全農産物株式会社
代表者代表取締役　鶴﨑　壽仁
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　英伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第４６９７号
大阪市淀川区宮原３丁目３番11号新大阪プラザ1007号
債務者　株式会社ウィー・リンク
代表者代表取締役　大原　彰二
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　昌之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年11月29日午後３時
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８７号
富山県滑川市上小泉1553番地
債務者　株式会社オリオン
代表者代表取締役　山本　信彦
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山本　尚宗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月４日午前10時30分
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２３号
宮崎県都城市都北町7505番地
債務者　浜畑産業有限会社
代表者代表取締役　濱畑　克弘
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大塚　幸治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月５日午前10時30分
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第１６８７号
愛知県小牧市新町３丁目392番地
債務者　髙村産業有限会社
代表者代表取締役　髙村　美宏
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　稲垣　　遼
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月11日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２０号
宮崎県小林市堤2020番地
債務者　株式会社宇都産業
代表者代表取締役　宇都　秀彦
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　里美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月12日午前10時20分
宮崎地方裁判所都城支部

平成２４年（フ）第６９号
北海道北見市留辺蘂町松山19番地８
債務者　マルキチ産業有限会社
代表者取締役　川上　範仁
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒永　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月17日午後１時30分
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２４年（フ）第１８４号
岡山県倉敷市幸町４番47号
債務者　有限会社エスカルゴ
代表者代表取締役　加藤　博昭
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　序子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月19日午前10時
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第２６９号
岐阜市岩地２丁目11番５号
債務者　株式会社紙兵
代表者代表取締役　岡田　浩一
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　毛利　哲朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年12月21日午前10時
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６７５号
広島県東広島市志和町志和西588番地
債務者　有限会社広島美工
代表者代表取締役　佐々木和義
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　克洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年１月15日午後２時
広島地方裁判所民事第４部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２４年（フ）第１２１号
宮崎県日向市亀崎東２丁目90番地
債務者　溝渕　博文
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　隆二
4　破産債権の届出期間　平成24年10月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年11月30日午後１時
6　免責意見申述期間　平成24年11月30日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１２１号
宮崎県小林市南西方1889番地５
債務者　宇都　秀彦
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松浦　里美
4　破産債権の届出期間　平成24年10月31日まで
5　財産状況報告集会・一般調査の期日　平成24年12月12日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年12月12日まで
宮崎地方裁判所都城支部